

住民監査請求に係る監査結果

(区長交際費、議長交際費に係る住民監査請求)

令和2年2月

江東区監査委員

第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

1 請求人

X 1ほか4名

2 請求があった日

令和元年12月23日

3 請求の内容

請求人が主張する事実及び措置請求は、以下のとおりである。

(1) 主張事実

ア 区長交際費

平成30年度における区長交際費について、一部支出基準に沿わない違法・不当な支出が見られる。

(ア) 別表1に掲げる平成30年5月3日に支払った故大山長子儀香典10,000円ほか17件、合計216,280円の支出については、業務との関わりがあるのか納得できない。これらは、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定に違反するものである。

(イ) 別表2に掲げる平成30年4月15日に支払った富岡八幡宮神輿総代連合会 山崎修会長就任祝賀会会費20,000円ほか28件、合計166,000円の支出については、明らかに宗教・仏教行事への参加である。これらは、憲法第20条第3項及び同法第89条に違反した不当な支出である。

イ 議長交際費

平成30年度における議長の交際費について、懇親会等の会費、香典等、職務と関連のない私的な支出が見られる。

(ア) 別表3に掲げるもののうち、A前議長が平成30年5月25日に支払った深川七中とちの木会総会会費3,500円ほか22件、合計246,444円の支出については、区政運営とは直接関係のない団体の総会、新年会、懇親会、他区の議長経験者の葬儀の香典、及び叙勲を祝う会会費などであり、違法な支出である。

(イ) 別表3に掲げるもののうち、B元議長が平成30年4月21日に支払った江東区民謡連盟総会・懇親会会費12,000円の支出については、区政運営とは直接関係のないものであり、違法な支出である。

(2) 措置請求

区長に対し、これら違法・不当に支出した区長交際費を返還することを求

める。また、区長は、A前議長及びB元議長に対し、これら違法に支出した議長交際費を返還させることを求める。

第2 住民監査請求内容の一括監査

本件請求は、区長交際費に関するものと議長交際費に関するものの2件からなっているが、請求の趣旨は概ね同一であると認められることから、両者を一括して監査する。なお、本報告書においては、同2件を一括して「本件請求」という。

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和元年12月26日付でこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 住民監査請求の請求期間と監査対象

ア 地方自治法第242条第2項は、住民監査請求の期間について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

本件請求は、別表1に掲げる18件の支払い、別表2に掲げる29件の支払い、及び別表3に掲げる24件の支払いの計71件を対象としているが、これらのうち、請求があった日（令和元年12月23日）において精算手続きが終了してから1年を経過している46件の支払い（別表1のうち整理番号1から14まで、別表2のうち整理番号1から19まで、及び別表3のうち整理番号1から13までをいう。以下同じ。）について、この規定に照らして「正当な理由」があるかどうかを検討する。

イ 「正当な理由」について、平成14年9月17日最高裁判所第三小法廷判決によると、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、（中略）特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」とされ、「住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それ

が閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に知ることができるものというべきである。」とされている。

また、平成19年2月14日東京高等裁判所判決によると、「(住民は、情報公開条例に基づき)当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており、これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は、当該公文書が開示されると、住民は、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができるものと考えられる。そうすると、当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえない」とされている。

ウ 本件請求の71件のうち、請求があった日において精算手続きが終了してから1年を経過している46件の支払いについては、当該行為が秘密裡になされたということもなく、また、情報公開請求等によって当該行為の存在及び内容を知り得ないような特別の事情もない。

そして、請求人陳述において請求人は、情報公開請求は会計年度に関わらず、いつでも可能であることを認知していたことや本件請求書を提出した時期については特段の理由は無かったことを陳述している。

エ そのため、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したことについて「正当な理由」があったと認めることはできない。

オ また、請求人は、請求人陳述において、2件の支払い（別表1のうち整理番号18及び別表3のうち整理番号22）について、請求の対象から除外する旨を申し出た。（後述、第4 3（11））

カ 以上のことから、本件請求に基づく監査にあたっては、その余の23件の支払いを監査対象とする。

2 監査対象部局

総務部総務課及び区議会事務局

3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月10日、請求人に対して

新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。陳述には、同条第7項の規定に基づき、監査対象部局の職員を立ち会わせた。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回の、区長、議長の交際費支出に関わる監査請求にあたって、憲法に抵触すると考えられる、例大祭等の諸行事への参加に対する支出について、江東区及び23区の区長交際費を調査したところ、地域の神社仏閣の祭儀に関わる支出は、江東区長の支出のみであることがわかった。
- (2) 区長が、区民との交流や意見を聞くための行事への参加に意義を申し立てるつもりはないが、社会通念上の儀礼の範囲ではなく、宗教行事に対する公費の支出の問題であり、憲法の定めにある政教分離に抵触していることが問題である。
- (3) 直会、せがきも祭事の流れの一つである。憲法第20条では、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」また、同法第89条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。」とされている。
- (4) 海老名市や日光市などの議会では、地域で行う祭礼、盆踊り等、宗教的要素を持つ催し物には、交際費を支出しないと明記しているところもある。我々が指摘している、別表2の1番から29件、全ての支出において、憲法の政教分離に抵触するものである。
- (5) 富岡八幡宮神輿総代連合会山崎修会長就任祝賀会会費の支出は内部の祝い事であって、公費による交際費の支出は当然認められない。これは政教分離を謳った憲法違反であり、支出基準にも抵触している。
- (6) 別表1の9番、10番の故千明照子儀、富岡八幡宮神輿総代会役員千明健宏殿御母堂への香典、生花、14番の故山上せつ子儀、富岡八幡宮神輿総代連合会第三部会総代山上善也殿御母堂の香典、15番、16番の故八木絹代儀、富岡八幡宮神輿総代連合会会計役員八木利昌殿御母堂の香典生花への支出も、宗教団体の内部のことであり、支出基準に即した支出とは言い難く、区長個人の交際の範囲であり、公費からの支出はできない。
- (7) 1番、3番の故大山長子儀、東京都建築士事務所協会江東支部支部長白石秀樹殿同居義母香典生花の支出についても、基準の範囲を超えている。
- (8) 2番の故熊本哲之儀、元都議会議長、前世田谷区長生花、5番、6番の故吉

田公一儀、元都議会議員香典生花、11番、12番の故田中晃三儀、第36代都議会議長の香典生花の支出についても、区政運営とは直接関わりのない、元都議会議員であった区長の個人的な交際相手に対する支出である。

- (9) 7番のトモダンスサークル25周年祝賀会会費、8番の伊藤雅雪WBO世界スーパーフェザー級新チャンピオン誕生祝賀会会費の支出については、区長としての職を遂行する上で特に必要があるとは言い難く、公費の交際費からの支出は疑問がある。
- (10) 13番の内田茂さん、元都議会議長、旭日中綬章の受章を祝う会会費の支出については、区政運営に直接かつ密接な関係にあるとは言い難く、区長と同氏とは、都議会時代からの個人的な交流があり、個人的な付き合いでの公費の支出ではないとは言えない。
- (11) 18番の小安勤氏叙勲を祝う会会費の支出については、自治会活動等への長年の活躍が認められての叙勲であるため、区長交際費、議長交際費ともに違法支出の指摘を取り下げる。
- (12) 監査委員におかれては、請求の期限が過ぎているというだけで処理するのではなく、本質的な区政運営と、憲法の政教分離問題も含めて審議をお願いしたい。
- (13) これまで、各地の自治体でもこうしたことが繰り返され、裁判になった実例も多いが、判例などを見ると、支出してはならない事例として、大きく3点あり、1つ目は、私的、個人的な交際への支出。2つ目は宗教行事に対する支出。3つ目は特定の政治団体に対する支出が挙げられている。
- (14) 今回請求した区長の交際費を見ると、個人的な付き合いのあった故人や、関係者への香典、花輪代などが多く、1件10,000円から20,000円を支出しているが、これらの支出は許されない。
- (15) 宗教行事への支出も許されないが、富岡八幡宮や香取神社、洲崎神社などへの行事の支出が3,000円から20,000円まであり、これも許されない。
- (16) 私たちは、これまで何度か指摘してきたが、支出明細を見ると、例えば香取神社例大祭後の懇親会費と、わざとらしく「後」という文字を使い、宗教行事が終わった後だから許されると言いたいのだろうが、これは詭弁というものだ。仮に大目に見て、その行事の後、近所のレストランで宴会をやった費用というのなら、憲法上の信教の自由に触れることはないであろうが、もちろん、私的な活動であり、支出は許されない。
- (17) 直会や勝矢祭などは、祭祀の最後に神社で行われるものであり、宗教行事そのものである。高額な給料をもらう区長が、これに区民の貴重な税金を使わないでいただきたい。他区でもほとんど例がなく、必要なら自分で負担す

べきである。

- (18) A前議長の場合にも、同様な交際費の支出が見られる。一部、B元議長も含まれるが、付き合いのあった過去の議長への香典、各種業界、商店街などの新年会費など、20数件、金額にして26万円の交際費の問題支出があった。議長も高額な報酬を得ており、区民の税金を違法に支出するのはやめていただきたい。
- (19) 国でも、「桜を見る会」の問題があり、税金の使われ方が公的か私的かということが大問題になっている。この件では参加者の名簿がシュレッターにかけられて、わからなくなっているが、江東区では、きちんと交際費が使われているということ、ぜひ明確にしていきたい。
- (20) これまでも、我々は区長、議長に対して質問書を出し、支出は基準に即し、私的、個人的な支出ではないと回答されているが、私たち区民から見れば、そうは言えないものが多々ある。
- (21) 区長交際費については、別表1の慶弔費のように、非常にわかりにくい。直接関係あるというよりも、関係者の母親とか父親にまで出しているが、これが区政とどういう関係があるのか、明らかにしてほしい。
- (22) ボクシングのチャンピオンの祝賀会について、どういう関係があるのか。区民の皆さんは、これについては異議を申している人が非常に多いと思う。直接関係ない方にまで、香典や生花を支出することについては納得いかないし、ほとんどの区民が同じような考えだと思う。
- (23) 別表2に宗教関係を29項目出しているが、富岡八幡宮関係が減ってるのが今回の特徴である。従来は、富岡八幡宮がほぼ半分以上を占めていたが、富岡八幡宮の殺人事件が影響しているのかと思うが、今回も8件ある。しかも、全ての項目に、「何々会後の懇親会会費」となっているが、これは宗教行事と同じものではないか、直会ということだと思う。ここに参加した人は直会に参加したと思っていると思うが、「何々後の懇親会会費」と言い換えただけであると考えられ、この点も明らかにしてほしい。
- (24) 参加者宛の神社仏閣からの報告も、おそらく直会と書いてあると思う。ちゃんと懇親会会費と書いてあるのか、名前を変えていないか、明らかにしてほしい。
- (25) 今まで富岡八幡宮が非常に多いと思っていたが、今回は、周りに広がっている。「宗教関係」とは神社仏閣だけではないのに、これは一つの差別、区別なのか。おそらく区長の宗教との関係で決めているのかと思うが、その辺も明らかにしてほしい。
- (26) 特に、別表2の8番に、7月25日の「川せがき灯籠流し」灯籠代とあるが、

これは完全に個人ではないのか。私もここに参加し、個人が先祖をしのんで、いろいろ書いているのを見たことがあるが、区長はここに何を書いたのか。これは完全に個人の負担でやるべきである。区長は毎月115万円以上の報酬を得ていると聞いており、これを払えないはずはない。是非、その辺をはっきりしていただきたい。

- (27) 議長にも同様の問題があり、どういう関係があるのかははっきりしてほしい。今、国でも問題になっているが、公と私をはっきりしなければ納得できない。
- (28) 新年会についても、行く所と行かない所がある。これは、議長に招待状とか案内が来れば行くのか行かないのか、それほどのように選別しているのか。議長も90万円以上の報酬を得ていると聞いており、私的なものについては、個人で持って行くように今後してもらいたい。
- (29) 他の区議会の関係でも、議長の父親に対して出しているが、これも、区との関係で出しているのか、ぜひその辺も明らかにしてほしい。
- (30) 今回の住民監査請求がこの時期になったことについては、特段の理由はなく、たまたま情報公開で得た資料の中で、矛盾をそのときに気がついたためである。情報公開請求は、年度に関係なく、いつでもできるものであることは知っていた。
- (31) 交際費の支出基準については、様々解釈しやすいような表現ではなく、明確な表現にしたうえで、ホームページにも掲載すべきだと思う。

4 監査対象部局の陳述

令和2年1月16日、監査対象部局の職員に対し陳述の聴取を行った。陳述には、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の際、監査対象部局の職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

【総務部の陳述】

- (1) 本件住民監査請求において、「個人的支出と思われる違法支出」として返還すべきとされた18件については、いずれも江東区区長交際費支出基準に基づき、適正に支出したものであり、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定に違反するものではない。したがって、これら18件について返還の義務はないものと認識している。
- (2) 「宗教行事への不法支出」として返還すべきとされた29件についても、いずれも江東区区長交際費支出基準に基づき適正に支出したもので、日本国憲法第20条第3項及び第89条に違反するものではない。したがって、これら29件について返還の義務はないものと認識している。

- (3) 川せがき灯籠流し灯籠代は、関東大震災や東京大空襲の際に川で亡くなった方々をはじめ、第二次世界大戦や近年発生した震災で亡くなられた方々の冥福を祈る行事であり、せがき料は灯籠購入代として支出したもので、社会的儀礼の範囲を超えるものではないと考えている。
- (4) 区長交際費は、江東区区長交際費支出基準によって支出の相手方、金額の上限が定められており、社会通念上、儀礼の範囲内で会費・弔慰金として支出しており、支出の相手方は、区政運営上、直接かつ密接な関係にある機関、団体、区政協力者などの関係者で、区政発展に関連する方々である。
- (5) 例大祭等、諸行事の参加に伴う支出は、区民交流、意見交換の場として行事終了後に懇親会等へ参加し、会費として支出するもの等、社会的儀礼の範囲を超えないものに限り支出している。
- (6) 今後とも区長交際費の執行に際しては、江東区区長交際費支出基準に基づき適正な執行に努めていく。
- (7) 支出基準のホームページでの公開については、さらに透明性を確保するという観点で今後の検討課題とさせていただきたい。
- (8) 交際費支出の可否については、その支出の性質、内容、目的、金額、効果等の諸般の事情を勘案し、過去の支出実績や判例等を判断基準として政治的中立性の確保、政教分離の原則に背かないように、社会通念上相当な範囲の儀礼的支出となるものとして認めたものを、時々的情勢に従って、区民から疑われることのないような観点で支出している。
- (9) 区長交際費の支出額は、予算額の大体5割程度を執行している。
- (10) 支出基準は平成15年に制定され、それ以後に規定そのものは変更していない。今後の課題としては、社会通念をしっかりと守っていかなければならないが、それも時代によって変化していくので、今の区民の皆様方に受け入れられるものかどうかを一番に、常に考えなければならぬと考えている。また、他団体の動向等も常に注視しながら、決して他に逸脱することのないように、しっかりと社会の状況を見極めて適切な支出になるように努めていくのが課題であると考えている。

【区議会事務局の陳述】

- (11) 平成16年9月に江東区議会議長交際費支出基準を定め、その後、平成27年4月に改正を行い、現在の基準となっており、議長交際費は、この基準に則って支出をしている。
- (12) 総会、新年会を含む懇親会会費を支出している団体は、文化活動やスポーツ活動、または経済活動等、分野は多岐にわたっているが、江東区内で活動している団体か、または江東区を活動区域に含む団体で、議会運営、区政運営にかかわりのある団体である。また、多くの団体は、江東区に登録のある団体で、江東区団体名簿にも記載のある区内関係団体である。
- (13) したがって、これらは請求人の主張する「職務と関連のない私的な支出」には当たらない。さらに、懇親会や新年会に出席する際には、一個人として参加しているのではなく、江東区議会を代表する議長として出席しているものであり、私的な支出には当たらないと考える。
- (14) 叙勲を受けられた方は、長年、本区の防犯に携わり、今回、その多大な貢献が認められたものである。当然のことながら、犯罪の少ない安心・安全な社会は議会や行政の望むところであり、区議会の代表としてその分野で活躍された方の受章を祝う会へ参加したもので、私的な支出には当たらないと考える。
- (15) 香典及び生花代については、本区議会運営にかかわりのある町会や関係団体の方々、23区内の他区区議会議員関係の方々であり、かつ、区議会を代表して参列等をしたものであることから、私的な支出には当たらないと考える。
- (16) 今回の住民監査請求に記載されている支出のうち、本件請求が提出された時点で、既に1年を経過している支出が13件あるが、これらの支出が住民監査請求の対象となるか否かについては、地方自治法の解釈の問題であるため、監査委員の判断に委ねたい。
- (17) 支出基準については、ホームページで公開するなどの改善の検討も必要であろうとは考えているが、議会の判断が必要となるため、議会と今後調整が必要だろうと考えている。
- (18) 議長交際費は、支出基準に沿って議長の指示に基づき支出をしている。事務局が仮に支出の適否の判断を求められた場合には、懇親会等の会費については、まず江東区の団体名簿に記載がある団体かどうか、または団体名簿に記載のある団体と同等の活動を区内で行っているかどうかの一つの目安になると考える。
- (19) 香典等の支出範囲については、懇親会の支出の基準になっている範囲の団体の役員等に加え、現職もしくは以前から多くの貢献をされた元町会長な

ども含めている。また、議会関係に対する香典については、議長は23区の区議会議長会等で他区の議員とも頻繁な情報交換も行っていることから、他区の前議長等の区議会の関係議員の葬儀に出席している。

- (20) 叙勲等を受章した場合の祝う会、その他祝賀会等については、懇親会、香典等の支出範囲も踏まえ、議会運営や区政運営への貢献を考慮して支出している。
- (21) 支出範囲としている「関係団体」は、区の団体名簿に記載されている団体が主なものであるが、一部でNPO法人や学校のPTAのOBによる地元への貢献組織なども対象としている。
- (22) 支出基準は、運用実績と乖離が生じていたことから、平成27年に改正した。その改正内容は、実際に慶弔費が支出されている額に合わせて、社会情勢の基準に合わせて改正をした点と、支出基準に想定をしていないような事例が発生したときに対応できるように、限度額等の調整が可能となるような文言を入れたものである。
- (23) 議長交際費の執行状況は、年によって変動が若干あるが、概ね毎年150万円程度で推移しており、200万円から300万円程度が執行残となっている。予算額満額を使い切っている状態ではない。
- (24) 今後の課題としては、支出範囲についてより明確化していく必要があるのではないかという点と、今後も社会通念等で基準が現状と乖離した場合の対応などが求められると考えている。また、支出基準を改正する場合には、議会と調整をして進めていきたいと考えている。

第5 監査の結果

1 区長交際費に関する事実関係の確認

請求人及び監査対象部局から提出された証拠並びにその陳述その他監査資料から、以下の事実を認めることができる。

(1) 区長交際費の支出基準について

区長交際費は、江東区区長交際費支出基準（平成15年10月15日付15江総総第802号）において、「区長が関係機関等との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する」とされ、支出の相手方については、「区政運営上、直接かつ密接な関係にある区内関係機関、区政関係団体、区政協力者並びに行政委員会及び附属機関等の委員（以下「関係機関等」という。）とする。」とされている。

また、支出項目については、会費、慶弔費、接遇その他の3項目とされ、それぞれの支出基準額等が別表に定められている。

(2) 区長交際費の支出判断及び手続について

区長交際費は、例年の支出額を参考に毎月の必要額が資金前渡の方法によって支出され、総務課長の資金前渡受者口座に振り込まれるため、必要に応じて同口座から現金を引き出し、支払いに充てている。なお、同口座の預金通帳は総務課内の金庫に保管されている。

支払いは、各種団体から行事出席案内状等による区長への出席依頼があったときや、訃報等によってその事実を知ったときに、総務課長は、区長に内容等を報告し、「江東区区長交際費支出基準」に基づき、区長交際費の目的である区行政の円滑な運営に資するよう、支出の適否や金額を決定している。

精算については、翌月の5開庁日以内に一か月分の支払証明書の内容及び金額等を確認後、残額の戻入手続きを行うとともに、支払いや精算の都度、現金出納簿に記帳している。なお、支出及び精算の手続きについては、江東区会計事務規則に基づいて概ね適正に処理されている。

2 議長交際費に関する事実関係の確認

請求人及び監査対象部局から提出された証拠並びにその陳述その他監査資料から、以下の事実を認めることができる。

(1) 議長交際費の支出基準について

議長交際費は、江東区議会議長交際費支出基準（平成16年9月30日付16江区議第593の1号）において、「議長が関係機関等との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する」とされ、支出の相手方については、「議会運営上、直接かつ密接な関係にある区内関係機関、区政関係団体、区政協力者、

執行機関並びに行政委員会及び附属機関等の委員（以下「関係機関等」という。）とする。」とされている。

また、支出項目については、会費、慶弔費、接遇その他の3項目とされ、それぞれの支出基準額等が別表に定められている。

(2) 議長交際費の支出判断及び手続について

議長交際費は、例年の支出額を参考に毎月の必要額が資金前渡の方法によって支出され、区議会事務局次長の資金前渡受者口座に振り込まれるため、必要に応じて同口座から現金を引き出し、支払いに充てている。なお、同口座の預金通帳は区議会事務局内の金庫に保管されている。

支払いは、各種団体から行事出席案内状等による議長への出席依頼があったときや、訃報等によってその事実を知ったときに、区議会事務局次長は、議長に内容等を報告し、「江東区議会議長交際費支出基準」に基づき、議長交際費の目的である江東区議会の円滑な運営に資するよう、支出の適否や金額を決定している。

精算については、翌月の5開庁日以内に一か月分の支払証明書の内容及び金額等を確認後、残額の戻入手続きを行うとともに、支払いや精算の都度、現金出納簿に記帳している。なお、支出及び精算の手続きについては、江東区会計事務規則に基づいて適正に処理されている。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局の陳述、関係書類の調査等に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

なお、前述第4 1 (1) のとおり、本件請求の71件のうち、請求があった日において精算手続きが終了してから1年を経過している46件並びに請求人から請求の対象から除外する旨の申し出のあった2件については本件監査の対象としないため、その余の23件について判断する。

(1) 判断基準

ア 判例

本件監査にあたり、次の判例を参考とした。

① 平成元年9月5日最高裁判所第三小法廷判決

「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するもの

として、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、右接遇は当該普通地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されない。」

② 平成18年12月1日最高裁判所第二小法廷判決

「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。」

「そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。」

③ 平成14年12月24日東京高等裁判所判決

「一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公

益に資するものであれば足りるというべきである。」

④ 昭和52年7月13日最高裁判所大法廷判決

「政教分離原則は、国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」

「（憲法第20条第3項により禁止される宗教的活動とは、）当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。その典型的なものは、同項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であつても、その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、これに含まれる。そして、この点から、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあつては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則つたものであるかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない。」

⑤ 平成5年2月16日最高裁判所第三小法廷判決

「本件各慰霊祭への参列は、その目的は、地元の戦没者の慰霊、追悼のための宗教的行事に際し、戦没者遺族に対する社会的儀礼を尽くすという、専ら世俗的なものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為とは認められない。したがって、被上告人の本件各慰霊祭への参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である。」

イ 区長交際費・議長交際費の目的

交際費は、地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費であり、地方公共団体の長その他の執行機関が、行

政執行のために必要な外部との交渉上要する経費であると一般的に解されている。また、地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実体を有し活動している以上、外部との接遇を行い、また、これに要する費用を「交際費」として公金をもって充てることは認められるべきと解されている。

ウ 裁量権の限界

しかしながら、この裁量権は無制限のものではなく、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断（平成元年9月5日最高裁判所第三小法廷判決）も示されている。

交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、私的な交際を使用することはできないこと、また主として対外的な活動に使われるものであって、内部的な活動に使用するものではないこと、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱するような多額の経費や程度、範囲であってはならないこと、区政・区議会の円滑な運営に資するために使用されることが必要であり、交際費の支出がこれらに照らして妥当かどうか指針となる。

(2) 会計書類の確認等の結果

本件支出について、歳出予算差引簿、現金出納簿、精算報告書兼戻入通知書とその添付書類、収入日計表、会合等の事実が確認できる書類（案内状、訃報など）を確認した。

確認の結果、江東区会計事務規則等の関係規程に定める書類は整備され、本件支出や精算手続きについて、違法又は不当な支出と認められるものはなかった。

(3) 区長交際費の個別の支払いに関する判断

	整理番号	支払 月日	支 払 内 容	金 額
区長交際費	別表 1-15	1 10	故八木絹代儀(富岡八幡宮神輿総代連合会会計役員八木利昌殿御母堂)香典	10,000 円
	別表 1-16	1 15	故八木絹代儀(富岡八幡宮神輿総代連合会会計役員八木利昌殿御母堂)生花代	15,108 円

富岡八幡宮は、本区の地域振興と観光振興の両面において重要な資源であるとともに、区民生活にも密接している本区を代表する神社の一つである。また、神輿総代連合会役員は、同神社に関する伝統文化継承のために重要な役割を担っている。

本件支払いは同氏の御母堂の逝去に関するものであり、私的なものではなく、区長職として社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえない。

よって、請求人の主張は採用できない。

	整理番号	支払 月日		支 払 内 容	金 額
区長交際費	別表 1-17	2	1	(江東東法人会)松本光史氏の財務大臣表彰受賞お祝い会費	10,000 円

江東東法人会は、電子申告・納税システムの利用推進に向けた積極的な取り組みをはじめとして、納税意識の向上や円滑な税務行政に広く貢献する活動をしている公益社団法人であり、同氏は同法人を代表する会長職にある。

本件支払いは同氏の財務大臣表彰受賞お祝い会への案内を区長職として受け、その受賞を祝うことを目的としたものであり、私的なものではなく、区長職として社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえない。

よって、請求人の主張は採用できない。

	整理番号	支払 月日		支 払 内 容	金 額
区長交際費	別表 2-20	1	19	富岡八幡宮神輿総代連合会第三部会新春懇親会会費	10,000 円
	別表 2-21	1	28	富岡八幡宮神輿総代連合会総会後の懇親会会費	10,000 円
	別表 2-22	2	1	富岡八幡宮奉賛会新年会会費	7,000 円
	別表 2-23	2	14	草分稲荷大明神初午祭後の懇親会会費	3,000 円
	別表 2-24	2	14	子安稲荷大明神初午祭後の懇親会会費	3,000 円
	別表 2-25	2	17	末廣稲荷奉賛会新年会会費	5,000 円
	別表 2-26	2	17	富岡八幡宮神輿総代連合会第五部会新年会会費	5,000 円
	別表 2-27	3	10	砂町富士塚(お水講) 山開き後の懇親会会費	5,000 円
	別表 2-28	3	10	千石地藏尊慰霊法要後の懇親会会費	3,000 円
別表 2-29	3	10	(東陽四丁目)親子地藏尊慰霊法要後の懇親会会費	3,000 円	

これらについて請求人は、「明らかに宗教・仏教行事への参加」であり、「憲法第20条第3項」等に違反していると主張している。

これに関して最高裁判所判例（前述、第5 3ア④）では、憲法第20条第3項により禁止される宗教的活動の考え方が示されているが、同判例に照らすと、これらの行為はいずれも、区民生活に密接した神社、地藏尊に関わる行事に区長職として案内を受け、同会において地元区民等と意見交換をするなどして交流することを目的としたもので、憲法第20条第3項により禁止される宗教的活動にはあたらないと考えられる。

特に、千石地藏尊、(東陽四丁目)親子地藏尊は、第二次世界大戦中の東京大空襲で殉難死された方々を供養するために祀られているものであり、これらに区長交際費を充てることは、恒久平和を願って「平和都市」を宣言している江東区として自然なことと考えられる。

また、これらに出席する目的が宗教的な意義をもつなど、その宗教に対する援助、助長又は促進となるようなものではなく、私的なものでもないため、

区長職として社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえない。

よって、請求人の主張は採用できない。

(4) 議長交際費の個別の支払いに関する判断

	整理番号	支払 月日		支 払 内 容	金 額
議長交際費	別表 3-14	1	5	東京都個人タクシー協同組合墨東支部新年祝賀会会費	10,000 円
	別表 3-15	1	19	東京ニット同業会新年会会費	10,000 円
	別表 3-16	1	19	東京都クリーニング生活衛生同業組合深川支部新年会会費	10,000 円
	別表 3-17	1	22	東京土建一般労働組合江東支部新春のつどい会費	5,000 円
	別表 3-18	2	2	江東区茶華道会新年懇親会会費	10,000 円
	別表 3-19	2	16	住吉銀座商店街新年会会費	1,000 円
	別表 3-20	2	20	鮎組組合連合会新年会会費	10,000 円

これらの団体は、区と災害時協力協定を締結している団体や、区の事業並びに議会運営を行うにあたり関わりのある団体等であり、同団体から新年会の案内を議長職として受け、同会において区政や議会運営への理解を求めるとともに、意見交換をするなどして交流することを目的としたものである。

また、特定の事業者等ではなく、広く業界、団体と意見交換をする機会であり、私的なものではないため、議長職として社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえない。

よって、請求人の主張は採用できない。

	整理番号	支払 月日		支 払 内 容	金 額
議長交際費	別表 3-21	2	27	NPO法人ななすぼ文部科学大臣表彰受賞報告会会費	7,000 円

NPO法人ななすぼは、区内のスポーツ振興や地域コミュニティの活性化、こどもの健全育成などを目的として、主に区立学校を拠点に様々な種目の指導等の活動を続けている団体であり、地域スポーツの発展に貢献している。

本件支払いは、同法人の活動が認められて文部科学大臣表彰を受賞したことについての報告会への案内を議長職として受け、その活動を称えることを目的としたものであり、私的なものではなく、議長職として社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえない。

よって、請求人の主張は採用できない。

	整理番号	支払 月日		支 払 内 容	金 額
議長交際費	別表 3-23	3	14	故礒野義夫儀(中央区議会礒野忠議長ご尊父) 葬儀香典	10,000 円
	別表 3-24	3	19	故礒野義夫儀(中央区議会礒野忠議長ご尊父) 葬儀生花代	15,432 円

中央区議会議長は、江東区議会議長と同様に特別区議会議長会を構成する一員であり、同議長会においては、各区議会に共通する課題について議会相互の連絡、調査研究、情報収集、政府その他の関係機関等との折衝、要請活動などにより、連携して円滑な区政運営に資する活動をしている。

本件支払いは同氏のご尊父の逝去に関するものであり、私的なものではなく、議長職として社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえない。

よって、請求人の主張は採用できない。

(5) 結論

以上のことから、本件支出に違法又は不当な支出は認められず、本件請求には理由がない。

第6 意見

本件監査にあたって参考とした判例にも示されているとおり、交際費の支出については、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り許容されるとされている。本件監査の対象となった支出には、違法又は不当と認定したものはなかったが、支出の妥当性については、社会通念上の儀礼の範囲内であることが重要な判断基準になることを踏まえ、裁量権を逸脱することなく、慎重に執行されることが肝要である。

また、支出妥当性の判断にあたっては、社会通念は時代とともに変化するものであることや、本区の地域的特色、歴史的背景なども踏まえ、うえて適切に判断する必要がある。

特に寺社の祭礼等に関連する懇親会に対して会費等を支出する場合には、観光振興の理由など、宗教行事とは直接関係しないものであることが説明できるよう、出席に至る経緯などを明確にしておく必要がある。

今後、より明確な支出基準とすべく見直しを進められるとともに、支出基準のホームページでの公開や、同基準が遵守されていることを確認する内部統制体制の整備など、透明性をより一層高めるための方策の検討が進むことを期待する。

別表1 平成30年度の区長交際費で支払ったもののうち、本件請求において「個人的支出と思われる違法支出」とされているもの

整理番号	支払月日	支払内容	金額	精算日
1	5/3	故大山長子儀(東京都建築士事務所協会江東支部長白石ひでき殿同居義母)香典	10,000円	平成30年6月1日
2	5/15	故熊本哲之儀(元東京都議会議長、前世田谷区長)生花代	16,308円	
3	5/31	故大山長子儀(東京都建築士事務所協会江東支部長白石ひでき殿同居義母)生花代	13,000円	
4	6/19	(東京都慰霊協会)松平楽翁公墓前祭生花代	10,800円	平成30年7月2日
5	8/3	故吉田公一儀(元東京都議会議員)香典	10,000円	平成30年9月3日
6	8/9	故吉田公一儀(元東京都議会議員)生花代	16,632円	
7	8/11	トモダンスサークル25周年祝賀会会費	2,800円	
8	8/26	伊藤雅雪 WBO 世界スーパーフェザー級新チャンピオン誕生祝賀会会費	10,000円	
9	9/7	故千明照子儀(富岡八幡宮神輿総代会役員千明健宏殿御母堂)香典	10,000円	平成30年10月1日
10	9/28	故千明照子儀(富岡八幡宮神輿総代会役員千明健宏殿御母堂)生花代	13,000円	
11	10/4	故田中晃三儀(第36代東京都議会議長)香典	10,000円	平成30年11月1日
12	10/10	故田中晃三儀(第36代東京都議会議長)生花代	16,632円	
13	10/17	内田茂さん(元東京都議会議長)旭日中綬章受章を祝う会会費	20,000円	
14	11/19	故山上せつ子儀(富岡八幡宮神輿総代連合会第三部会総代山上善也殿御母堂)香典	10,000円	平成30年12月3日
15	1/10	故八木絹代儀(富岡八幡宮神輿総代連合会会計役員八木利昌殿御母堂)香典	10,000円	平成31年2月1日
16	1/15	故八木絹代儀(富岡八幡宮神輿総代連合会会計役員八木利昌殿御母堂)生花代	15,108円	
17	2/1	(江東東法人会)松本光史氏の財務大臣表彰受賞お祝い会会費	10,000円	平成31年3月1日
18	3/9	小安勤氏叙勲を祝う会会費	12,000円	平成31年4月1日
計			216,280円	

うち、本件監査の対象としたもの(太枠内): 3件 35,108円

別表2 平成30年度の区長交際費で支払ったもののうち、本件請求において「宗教行事の不法支出の疑い」とされているもの

整理番号	支払月日	支払内容	金額	精算日
1	4/15	(富岡八幡宮神輿総代連合会)山崎修氏会長就任祝賀会会費	20,000円	平成30年5月1日
2	4/20	富賀岡八幡宮春祈禱祭後の懇親会会費	5,000円	
3	4/22	江戸砂塵睦総会後の懇親会会費	5,000円	
4	5/5	(香取神社)勝矢祭終了後の懇親会会費	5,000円	平成30年6月1日
5	5/12	仙気稲荷神社御神前祭後の懇親会会費	3,000円	
6	7/1	(富賀岡八幡宮)御水溝山開き例祭後の懇親会会費	3,000円	平成30年8月1日
7	7/21	(富岡八幡宮神輿総代連合会三部会)町会長、総代、合同連絡会後の懇親会会費	10,000円	
8	7/25	深川仏教会「川せがき灯籠流し」灯籠代	3,000円	
9	8/3	洲崎神社例大祭後の懇親会会費	5,000円	平成30年9月3日
10	8/5	香取神社例祭後の懇親会会費	5,000円	
11	8/10	宇迦八幡宮例大祭後の懇親会会費	5,000円	
12	8/17	(富岡八幡宮神輿総代連合会)二ノ宮神輿渡御及び例大祭後の懇親会会費	5,000円	
13	8/20	富賀岡八幡宮例祭後の懇親会会費	5,000円	
14	8/24	亀戸天神社例大祭祭典後の懇親会会費	5,000円	
15	8/25	(六和会)富岡八幡宮例大祭後の懇親会会費	5,000円	平成30年10月1日
16	9/11	亀高神社例大祭後の懇親会会費	5,000円	
17	9/29	富賀岡八幡宮御水講直会後の懇親会会費	5,000円	平成30年11月1日
18	10/7	芭蕉稲荷神社例大祭後の懇親会会費	3,000円	
19	11/11	富賀岡八幡宮若睦連合創立40周年記念式典後の懇親会会費	10,000円	平成30年12月3日
20	1/19	富岡八幡宮神輿総代連合会第三部会新春懇親会会費	10,000円	平成31年2月1日
21	1/28	富岡八幡宮神輿総代連合会総会後の懇親会会費	10,000円	
22	2/1	富賀岡八幡宮奉賛会新年会会費	7,000円	平成31年3月1日
23	2/14	草分稲荷大明神初午祭後の懇親会会費	3,000円	
24	2/14	子安稲荷大明神初午祭後の懇親会会費	3,000円	
25	2/17	末廣稲荷奉賛会新年会会費	5,000円	
26	2/17	富岡八幡宮神輿総代連合会第五部会新年会会費	5,000円	平成31年4月1日
27	3/10	砂町富士塚(お水講)山開き後の懇親会会費	5,000円	
28	3/10	千石地藏尊慰霊法要後の懇親会会費	3,000円	
29	3/10	(東陽四丁目)親子地藏尊慰霊法要後の懇親会会費	3,000円	
計			166,000円	

うち、本件監査の対象としたもの(太枠内): 10件 54,000円

別表3 平成30年度の議長交際費で支払ったもののうち、本件請求において「問題支出」とされているもの

整理番号	支払月日	支払内容	金額	精算日
1	4/21	江東区民踊連盟総会・懇親会会費（B元議長分）	12,000円	平成30年5月2日
2	5/25	深川七中とちの木会総会会費	3,500円	平成30年6月4日
3	7/15	故深沢としさだ儀（新宿区議会議員待遇者）葬儀香典	10,000円	平成30年8月1日
4	7/23	故倉沢よう次儀通夜（葛飾区議会議員）葬儀香典	10,000円	
5	7/24	故深沢としさだ儀（新宿区議会議員待遇者）葬儀生花代	16,308円	
6	8/2	故倉沢よう次儀（葛飾区議会議員）葬儀生花代	16,632円	平成30年9月4日
7	8/22	故唐鎌五郎儀（元深川一丁目町会長）葬儀香典	10,000円	
8	9/6	故唐鎌五郎儀（元深川一丁目町会長）葬儀生花代	16,632円	平成30年10月1日
9	9/13	菅野秀雄氏旭日雙光章受章記念祝賀会会費	10,000円	
10	9/14	故高橋和夫儀（元江東区薬剤師会会長）葬儀香典	10,000円	
11	9/20	故磯昭三儀（豊島区議会議員長尊父）葬儀香典	10,000円	
12	9/20	故高橋和夫儀（元江東区薬剤師会会長）葬儀生花代	16,308円	平成30年11月1日
13	10/1	故磯昭三儀（豊島区議会議員長尊父）葬儀生花代	16,632円	
14	1/5	東京都個人タクシー協同組合墨東支部新年祝賀会会費	10,000円	平成31年2月5日
15	1/19	東京ニット同業会新年会会費	10,000円	
16	1/19	東京都クリーニング生活衛生同業組合深川支部新年会会費	10,000円	
17	1/22	東京土建一般労働組合江東支部新春のつどい会費	5,000円	
18	2/2	江東区茶華道会新年懇親会会費	10,000円	平成31年3月6日
19	2/16	住吉銀座商店街新年会会費	1,000円	
20	2/20	鯨組合連合会新年会会費	10,000円	
21	2/27	NPO法人ななすぼ文部科学大臣表彰受賞報告会会費	7,000円	
22	3/9	小安勤氏叙勲を祝う会会費	12,000円	平成31年4月2日
23	3/14	故磯野義夫儀（中央区議会磯野忠議長ご尊父）葬儀香典	10,000円	平成31年4月2日
24	3/19	故磯野義夫儀（中央区議会磯野忠議長ご尊父）葬儀生花代	15,432円	
計			258,444円	

うち、本件監査の対象としたもの（太枠内）：10件 88,432円

【参考（区長交際費に係る住民監査請求書）】

2019年12月23日

江東区監査委員 殿

請求人

X1ほか4名

住民監査請求

請求の要旨

平成30年度における江東区長の交際費の支出について、一部支出基準に沿わない違法・不当な支出が見られます。よって区長にその部分を返還させることを求めます。

平成30年度の区長の交際費の支出は過去何度か取り上げ、8月31日付けで「交際費支出の在り方について」において問題点を指摘してきました。

それに対して9月13日付けで区長より「支出基準に適しており個人的支出ではない」という回答がありました。

しかし、問題の支出内容は別紙1及び別紙2で指摘するものですが、一例を上げると5月3日、31日の故大山長子儀香典、生花に2万3千円、また、10月17日の内田茂氏の旭日中受賞を祝う会費2万円などがあります。区のホームページに明記されている支出基準の説明には「区政運営において直接かつ密接な関係にある個人や団体とし、区政運営上特に必要と認めた時に支出します。」とあります。この度の区長回答は解釈上は区長自身の個人的な都合主義の拡大解釈でしかなく、「直接かつ密接」「区政運営にとって特に必要」との関係を考えて時、如何に業務との関わりがあるのか納得できるものではありません。

よって、地方自治法2条第14項及び地方財政法第4条1項の規定に違反するものであり、別紙1で示す違法経費216,280円の返還を求めます。

また、区長が自ら認めている宗教・仏教行事の直会、せがき及び懇親会への参加の支出行為については、明らかに宗教・仏教行事への参加であり、別紙2で指摘する

29件すべてにおいても憲法第20条第3項及び憲法第89条に違反した不当な支出であり166,000円は返還させるべきです。

以上、地方自治法242条1項の規定により、別紙1、別紙2を合わせて違法経費382,280円を返還させるための措置を請求します。

事実証明書

交際費支出のあり方について（回答）

平成30年度 区長交際費宗教行事の不当支出の疑い 別紙1

平成30年度 区長交際費個人的支出と思われる違法支出 別紙2

（注：原文のまま掲載した。なお、事実証明書3点の添付は省略した。）

【参考（議長交際費に係る住民監査請求書）】

住民監査請求書

江東区監査委員 殿

2019年12月21日

請求人

X1ほか4名

（請求の要旨）

江東区議会元議長B、同 前議長Aらは2018年度中、区内各種業界団体・学校PTA等の新年会や懇親会等に出席し、または知人の葬儀等に参加して延べ24回、258,444円を「懇親会費」「香典」等の名目で議長交際費から公金を支出した。

上記、懇親会等の会費、香典等の支出は職務と関連のない私的な支出であり、公金から支出することは違法・不当な支出で許されない。

A前議長の場合、2018年度中の議長交際費支出は、「議員関係者」や「江東区名簿登録団体」などを口実に支出されているが、区政運営とは直接関係のない団体の総会や新年会の懇親会費の支出は違法となる。また、議会関係者と称して、知人である他区の議長経験者の葬儀の香典、「叙勲を祝う会」などへの支出があり、合計246,444円が違法な支出に当たる。

また、本件元議長Bの場合、同年4月21日江東区民謡連盟総会・懇親会費12,000円の支出が違法となる。

よって監査委員は江東区長山崎孝明に対し、下記の違法に支出した公金を次の通り区に返還させるよう勧告することを求める。

なお、2018年度における支出については、本監査請求時点において1年を経過しているが、公開されたのが、本年6月であったことから公開されるまで客観的に知り得なかったもので、当該支出から1年を経過した後にされたことにつき正当な理由がある。

記

- 1、前、江東区議会議長 Aに、2018 年度の議長交際費 246,444 円を返還させること。
- 2、同元議長 Bに、2018 年度 4 月分の議長交際費 12,000 円を返還させること。

上記の通り、地方自治法第 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

以上

事実証明書

- 1、江東区議会前議長 Aの問題支出（2019年8/21オンブズマン資料）。
- 2、議長交際費の支出の在り方について（回答）（令和元年9月18日付 江東区資料）

（注：原文のまま掲載した。なお、事実証明書2点の添付は省略した。）